

平成 24 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

平成 24 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 532 号

平成 25 年 9 月 11 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県監査委員 芦 沢 幸 彦

山梨県監査委員 中 込 孝 元

山梨県監査委員 中 村 正 則

山梨県監査委員 河 西 敏 郎

平成 24 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 24 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 24 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度山梨県健全化判断比率審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

第 2 審査の期間

平成 25 年 8 月 16 日から平成 25 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

健全化判断比率	平成 24 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	3.75
連結実質赤字比率	—	8.75
実質公債費比率	16.6	25.00
将来負担比率	216.7	400.00

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 24 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 24 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 533 号

平成 25 年 9 月 11 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
山梨県監査委員	中 込 孝 元
山梨県監査委員	中 村 正 則
山梨県監査委員	河 西 敏 郎

平成 24 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 24 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 24 年度山梨県電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1

平成 24 年度山梨県温泉事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	2
第 2	審査の期間	2
第 3	審査の手続	2
第 4	審査の結果及び意見	2

平成 24 年度山梨県地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3

平成 24 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	4
第 2	審査の期間	4
第 3	審査の手続	4
第 4	審査の結果及び意見	4

平成 24 年度山梨県電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度山梨県電気事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 25 年 8 月 16 日から平成 25 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 24 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 24 年度山梨県電気事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 24 年度山梨県温泉事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度山梨県温泉事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 25 年 8 月 16 日から平成 25 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 24 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 24 年度山梨県温泉事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 24 年度山梨県地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度山梨県地域振興事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 25 年 8 月 16 日から平成 25 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 24 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 24 年度山梨県地域振興事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 24 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度山梨県流域下水道事業特別会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 25 年 8 月 16 日から平成 25 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 24 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 24 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

付 表

- 1 實 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 實 質 赤 字 比 率
- 3 實 質 公 債 費 比 率
- 4 將 來 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 15,416,304}{263,472,730} \times 100 = -(\Delta 5.85(\%))$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	477,877,141	467,158,851	185,694	53,046,787	1,735,231		48,338,292	4,088,870	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,186,021	6,647,928		2,036,463	1,670		1,980,974	2,480,934
	災害救助基金特別会計	1,072	1,072						0
	母子寡婦福祉資金特別会計	215,563	79,280				136,283		0
	中小企業近代化資金特別会計	6,419,976	1,526,277						4,893,699
	農業改良資金特別会計	242,163	64,109				153,537		24,517
	市町村振興資金特別会計	5,461,329	1,586,158						3,875,171
	県税証紙特別会計	1,950,970	1,922,938						28,032
	集中管理特別会計	105,512,670	105,487,589						25,081
	商工業振興資金特別会計	56,796,637	56,796,637						0
	林業・木材産業改善資金特別会計	135,360	36,824				98,536		0
	公債管理特別会計	99,271,472	99,271,472						0
合計	763,070,374	740,579,135	185,694	55,083,250	1,736,901	388,356	50,319,266	15,416,304	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	99,885,316
普通交付税額	128,932,746
臨時財政対策債発行可能額	34,654,668
合計	263,472,730

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H22	H23	H24
実質収支額	16,672,998	13,845,287	15,416,304
標準財政規模	263,297,534	261,026,287	263,472,730
実質赤字比率	△ 6.33	△ 5.30	△ 5.85

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 31,496,670}{263,472,730} \times 100 = -(\Delta 11.95(\%))$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
一般会計	477,877,141	467,158,851	185,694	53,046,787	1,735,231		48,338,292	4,088,870
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,186,021	6,647,928		2,036,463	1,670	1,980,974	2,480,934
	災害救助基金特別会計	1,072	1,072					0
	母子寡婦福祉資金特別会計	215,563	79,280				136,283	0
	中小企業近代化資金特別会計	6,419,976	1,526,277					4,893,699
	農業改良資金特別会計	242,163	64,109				153,537	24,517
	市町村振興資金特別会計	5,461,329	1,586,158					3,875,171
	県税証紙特別会計	1,950,970	1,922,938					28,032
	集中管理特別会計	105,512,670	105,487,589					25,081
	商工業振興資金特別会計	56,796,637	56,796,637					0
	林業・木材産業改善資金特別会計	135,360	36,824				98,536	0
公債管理特別会計	99,271,472	99,271,472					0	
合計	763,070,374	740,579,135	185,694	55,083,250	1,736,901	388,356	50,319,266	15,416,304

公営企業会計(法非適用)企業に係る資金剰余额 (B)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
流域下水道事業特別会計	7,669,508	6,850,520	0	752,341	5,075	0	569,555	631,127

公営企業会計(法適用)企業に係る資金剰余额 (C)

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動負債	流動負債控除額	長期借入金	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)-(2)+(3)-(4)
電気事業会計	15,082,346	385,788	0	-	14,696,558
温泉事業会計	738,538	3,912	0	-	734,626
地域振興事業会計	20,179	2,124	0	-	18,055
合計	15,841,063	391,824	0	-	15,449,239

標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	99,885,316
普通交付税額	128,932,746
臨時財政対策債発行可能額	34,654,668
合 計	263,472,730

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

※ 財政再生基準については、施行令附則の経過措置により、平成 20 年度分及び平成 21 年度分は 25.00%、平成 22 年度分は 20.00%とされていたが、平成 23 年度分以降は本則のとおり 15.00%となっている。

【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H22	H23	H24
剰 余 額	31,713,931	29,395,554	31,496,670
標準財政規模	263,297,534	261,026,287	263,472,730
連結実質赤字比率	△ 12.04	△ 11.26	△ 11.95

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}{\text{標準財政規模(D)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}$$

【計算結果】

$$(\text{平成22年度} + \text{平成23年度} + \text{平成24年度}) \div 3$$

$$3 \text{ か年平均} = (16.92822 + 16.78520 + 16.38591) \div 3 = 16.6\%$$

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
地方債の元利償還金（繰上償還額、特定財源を除く）	(A)	79,172,925	78,536,203	78,266,156
準元利償還金	(B)	2,952,787	3,489,386	4,102,076
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(C)	45,206,844	45,919,480	46,877,069
標準財政規模	(D)	263,297,534	261,026,287	263,472,730

$$(H22) \quad \frac{(79,172,925 + 2,952,787) - 45,206,844}{263,297,534 - 45,206,844} \times 100 = 16.92822$$

$$(H23) \quad \frac{(78,536,203 + 3,489,386) - 45,919,480}{261,026,287 - 45,919,480} \times 100 = 16.78520$$

$$(H24) \quad \frac{(78,266,156 + 4,102,076) - 46,877,069}{263,472,730 - 46,877,069} \times 100 = 16.38591$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.00
財政再生基準	35.00

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H22	H23	H24
実質公債費比率 (3か年平均)	15.7	16.8	16.6

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,191,375,374 - 721,881,958)}{(263,472,730 - 46,877,069)} \times 100 = 216.7\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	1,005,463,447
	恩賜県有財産特別会計	10,751,983
	母子寡婦福祉資金特別会計	376,953
	中小企業近代化資金特別会計	4,329,345
	林業・木材産業改善資金特別会計	13,250
	農業改良資金特別会計	187,816
	計	1,021,122,794
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	1,585,759
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	11,637,827
退職手当負担見込額	一 般 会 計	130,584,974
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	7,987,269
	第 三 セ ク タ ー 等	18,456,751
	計	26,444,020
連結実質赤字額		0
合 計		1,191,375,374

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	78,299,994
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	30,667,516
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	612,914,448
合 計	721,881,958

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	263,472,730
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	46,877,069
-----	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.00
---------	--------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H22	H23	H24
将 来 負 担 額	1,187,798,295	1,194,259,940	1,191,375,374
充 当 可 能 財 源	691,260,670	713,249,436	721,881,958
標 準 財 政 規 模	263,297,534	261,026,287	263,472,730
基準財政需要額算入公債費	45,206,844	45,919,480	46,877,069
将 来 負 担 比 率	227.6	223.6	216.7

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\Delta 14,696,558)}{(3,362,531)} \times 100 = \Delta 437.1\%$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\Delta 734,626)}{(129,611)} \times 100 = \Delta 566.8\%$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\Delta 18,055)}{(367,794)} \times 100 = \Delta 4.9\%$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\Delta 631,127)}{(2,613,711)} \times 100 = \Delta 24.1\%$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）（A）

（単位：千円）

会計名	流動負債（歳出額） (1)	流動資産（歳入額） (2)	長期借入金 (3)	資金の不足額（△資金剰余額） (1)-(2)+(3)
電気事業会計	385,788	15,082,346	0	△ 14,696,558
温泉事業会計	3,912	738,538	0	△ 734,626
地域振興事業会計	2,124	20,179	0	△ 18,055
流域下水道事業特別会計	6,850,520	7,481,647	0	△ 631,127

事業の規模（B）

（単位：千円）

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	3,362,531	0	3,362,531
温泉事業会計	129,611	0	129,611
地域振興事業会計	367,794	0	367,794
流域下水道事業特別会計	2,613,711	0	2,613,711

【経営健全化基準】

（単位：％）

経営健全化基準	20.00
---------	-------

